

確認申請等手数料

令和7年4月1日
羽曳野市都市開発部建築指導課

《表1》建築物の確認申請等手数料

(単位：円)

床面積の合計	確認申請 ★		中間検査	完了検査 ☆	
	書類又は図書のみによる申請	構造計算適合性審査※を要する場合(左記にプラス) 当該構造計算適合性審査に係る建築物ごと		中間検査有	中間検査無
100㎡以下	38,000	117,100	20,000	22,000	25,000
100㎡超え 200㎡以下	50,000		23,000	26,000	29,000
200㎡超え 500㎡以下	72,000	140,000	29,000	33,000	36,000
500㎡超え 1,000㎡以下	97,000	162,800	50,000	57,000	60,000
1,000㎡超え 2,000㎡以下	130,000	185,700	68,000	78,000	84,000
2,000㎡超え 10,000㎡以下	307,000	221,900	184,000	218,000	229,000
10,000㎡超え 50,000㎡以下	524,000	294,700	279,000	315,000	336,000
50,000㎡超え	814,000	541,300	470,000	523,000	566,000

○ 同一棟として増築する場合の確認申請手数料の算出の床面積

$$= (\text{増築部分の床面積}) + (\text{増築に係る既存部分の床面積} \times 1/10)$$

○ 大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更場合の確認申請手数料の算出の床面積

$$= (\text{当該修繕等に係る床面積} \times 1/2) + (\text{当該修繕等に係る部分以外の床面積} \times 1/10)$$

○ 計画変更の確認申請手数料の算出の床面積

$$= (\text{当該計画を変更する部分の床面積}) \times 1/2$$

※ 法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の規定による審査を行う場合

★：建築確認の加算手数料

省エネ適判を省略し、建築確認の中で省エネ基準への適合を確認する場合、一の建築物ごとに加算

(単位：円)

建築物の用途		省エネ基準適合義務の対象床面積の合計	金額
住宅	一戸建ての住宅	200㎡未満のもの	20,600
		200㎡以上のもの	22,100
	共同住宅等 (共同住宅、長屋その他の一戸建ての一住宅以外の住宅をいう)	300㎡未満のもの	38,400
		300㎡以上 2,000㎡未満のもの	66,200
		2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	119,600
		5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	180,700
		10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	331,500
		25,000㎡以上 50,000㎡未満のもの	560,400
50,000㎡以上のもの	982,600		

☆：完了検査の加算手数料

省エネ適判を含む場合、一の建築物ごとに加算

(単位：円)

	省エネ基準適合義務の 対象床面積の合計	建築物の用途	金額
非住宅 (住宅(人の居住の用 のみに供する建築物 (共用部分を含む。) 以外の用途のみに供 する建築物をいう。)	300㎡未満のもの	工場等のみのもの	8,900
		その他のもの	43,100
	300㎡以上 1,000㎡未満のもの	工場等のみのもの	20,100
		その他のもの	85,500
	1,000㎡以上 2,000㎡未満のもの	工場等のみのもの	29,000
		その他のもの	113,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	工場等のみのもの	73,600
		その他のもの	183,600
	5,000㎡以上 10,000㎡未満の もの	工場等のみのもの	110,700
		その他のもの	239,300
	10,000㎡以上 25,000㎡未満の もの	工場等のみのもの	138,200
		その他のもの	287,600
	25,000㎡以上 50,000㎡未満の もの	工場等のみのもの	171,700
		その他のもの	338,100
50,000㎡以上のもの	工場等のみのもの	238,600	
	その他のもの	437,700	
一戸建ての住宅	200㎡未満のもの		7,400
	200㎡以上のもの		8,200
共同住宅等 (共同住宅、長屋そ 他の一戸建ての一 住宅以外の住宅をい う)	300㎡未満のもの		14,100
	300㎡以上 2,000㎡未満のもの		25,300
	2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの		45,300
	5,000㎡以上 10,000㎡未満の もの		69,100
	10,000㎡以上 25,000㎡未満の もの		127,100
	25,000㎡以上 50,000㎡未満の もの		214,800
	50,000㎡以上のもの		377,500
複合建築物(住宅以 外の用途に供する部 分及び住宅の用途に 供する部分から成る 建築物をいう。)	住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして建築物の用途及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じた金額に、住宅の用途に供する部分を 2 の項の一戸建ての住宅又は 3 の項の共同住宅等とみなして床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ床面積の合計の覧に掲げる区分の金額を加算した額		

○増築(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が 1 の建築物となるものに限る。以下同じ。)又は改築をする場合において、当該増改築に係る建築物のうち当該増改築をする部分以外の部分に建築物エネルギー

一消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。

○増築をする場合において、低炭素建築物新築等計画又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受け、かつ、当該認定を適合判定通知書の交付を受けたものとみなしたときは、床面積の合計は、増築部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

○「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

《表2》 建築設備・工作物の確認申請等手数料

(単位：円)

	確認申請	計画変更確認申請	完了検査
	書類又は図書のみによる申請 ^{※1}	書類又は図書のみによる申請 ^{※1}	
建築設備 [※] (小荷物用昇降機以外)	24,000	15,000	20,000
小荷物用昇降機 [※]	13,000	10,000	11,000
工作物 [※]	21,000	12,000	14,000

※ 一の昇降機、小荷物専用昇降機、工作物ごとの額